

## 新潟市子ども・子育て事務センター運營業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、子ども・子育て事務センター運營業務を委託する民間事業者をプロポーザル（企画提案）方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

新潟市子ども・子育て事務センター運營業務

#### (2) 業務内容 次の2つの業務内容（契約）を実施する。

##### ①子ども・子育て事務センター運營業務（労働者派遣契約）

期間 令和4年7月1日（金）～令和5年5月31日（水）

内容 新潟市中央区西堀通 866（NEXT21 17 階）子ども・子育て事務センターに、全体を統括する管理者、チームを統括するリーダー、リーダーを補佐するサブリーダー、業務を遂行するオペレーターを派遣し、甲の指揮命令により、子どものための教育・保育給付等認定及び施設型給付等の業務及び業務委託契約期間に向けた習熟を行う。

##### ②子ども・子育て事務センター運營業務（業務委託契約）

期間 令和5年6月1日（木）～令和7年5月31日（土）

内容 新潟市中央区西堀通 866（NEXT21 17 階）子ども・子育て事務センターにおいて、業務委託により、子どものための教育・保育給付等認定及び施設型給付等の業務及びセンターの運営を行う。

#### (3) 概算予算額

概算予算額は下表のとおりとする。

業務内容	期間	金額（千円）（税込）
①子ども・子育て事務センター運營業務 （労働者派遣契約）	令和4年7月～令和5年3月	112,295
	令和5年4月～令和5年5月	21,900
②子ども・子育て事務センター運營業務 （業務委託契約）	令和5年6月～令和6年3月	142,000
	令和6年4月～令和7年3月	169,100
	令和7年4月～令和7年5月	27,100
合計	令和4年7月～令和7年5月	472,395

ア 各年度の上限金額は上表のとおりとする。

イ 令和4年度における上限金額は、112,295千円（消費税及び地方消費税含む。）とし、見積書に記載される見積金額が、この金額を超える場合は審査の対象外とする。

- (4) 業務場所  
新潟市中央区西堀通 866 NEXT21 17階
- (5) 契約期間
  - ア 契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで。
  - イ 以後、契約書は、年度ごとに労働者派遣契約と業務委託契約を別に締結し、契約額は各年度の議決を条件として決定する。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出時に市競争入札資格名簿（業務委託）に登録されていること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書提出時に、市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 市内に本支店、営業所等を有していること。
- (5) 国税及び市町村民税を滞納していない者であること。
- (6) 次の申立てがなされていない者であること。
  - ①破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
  - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て
  - ③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定によるもの）、又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過した者が経営、運営に関係している民間企業等でないこと。
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 5 条第 1 項の一般労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (9) プライバシーマーク（JISQ15001）の使用許諾、もしくはこれと同等の個人情報保護に関する認証を受けていること。
- (10) 優良派遣事業者の認定を受けていること。

### 4 スケジュール

- (1) 参加表明・質問受付  
令和 4 年 4 月 22 日（金）～令和 4 年 5 月 2 日（月）午後 5 時必着
- (2) 質問回答  
令和 4 年 5 月 10 日（火）
- (3) 企画提案書・見積書受付

令和4年5月11日（水）～令和4年5月17日（火）

(4) 選考会（プレゼンテーション）

令和4年5月25日（水）

(5) 契約候補者決定

令和4年5月26日（木）

(6) 選考結果通知

令和4年5月27日（金）

5 参加表明の受付

(1) 提出書類 参加表明書（様式1）

(2) 提出期限 令和4年5月2日（月）午後5時必着

(3) 提出方法 新潟市こども未来部保育課に、郵送または持参により提出すること。

(4) 参加を辞退する場合は辞退届（様式2）を令和4年5月17日（火）までに郵送、FAXまたは持参により提出すること。

6 質問の受付・回答

(1) 提出書類 質問書（様式3）

(2) 提出期限 令和4年5月2日（月）午後5時必着

(3) 提出方法 新潟市こども未来部保育課に、様式を添付して電子メールで提出すること。  
電子メール送信後、その旨を電話にて連絡すること。

電子メールアドレス：hoiku@city.niigata.lg.jp

件名：「(事業者名) 子ども・子育て事務センター運營業務委託に関するプロポーザル質問書」※電話及び直接来庁による質問は不可

(4) 質問書に対する回答

回答は、参加表明の提出があった全ての事業者あてに電子メールを送信する。なお、回答は本要領及び仕様書等の追加または修正として取扱う。

7 企画提案書の提出について

(1) 提出期限 令和4年5月17日（火）

(2) 提出方法 新潟市こども未来部保育課に、郵送または持参により提出すること。

(3) 提出書類及び提出部数

以下に掲げる書類を番号順に一綴りにし、原本1部、写し6部を提出すること。

	提出書類	内容・様式
①	企画提案書提出届	様式4
②	会社概要説明書	任意(パンフレットでも可能)
③	誓約書	様式5

④	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	様式5-2
⑤	秘密保持誓約書	様式6
⑥	同種業務実績報告書(労働者派遣)	様式7
⑦	同種業務実績報告書(業務委託)	様式8
⑧	企画提案書	様式9(任意の様式も可能。作成方法は本要領8を参照)
⑨	見積書(労働者派遣、業務委託)	様式10
⑩	プライバシーマーク登録証もしくは同等の個人情報に関する認証を証明するものの写し	
⑪	優良派遣事業者の認定を証明する者の写し	

#### (4) 企画提案書の取扱い

- ア 企画提案書は1者につき1案とし、2案以上の提出はできない。企画提案書提出後における提出物の差替え、内容の追加または変更は認めない。
- イ 提出された企画提案書等は、一切返却しない。本プロポーザルの選考等の目的以外には使用しないものとし、市が責任をもって管理、処分を行う。
- ウ 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則公開しないものとするが、新潟市情報公開条例(昭和61年条例第43号)の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。
- エ 著作権は、原則として企画提案書を作成した事業者に帰属する。ただし、審査に必要な場合において、提案書及び添付書類を複製することがある。
- オ 著作権、特許権等の日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

### 8 企画提案書作成上の注意

#### (1) 様式等について

- ア 様式は全てA4判とし、左綴じで製本すること。ただし、図表等については必要に応じてA3判も可とし、その場合はA4判と同じサイズに折り込むこと。
- イ 全体的な見やすさ、分かりやすさを考慮して作成すること。また、A4判換算で両面印刷10枚(20ページ)以内とする。ただし、表紙、目次は枚数に含めない。また、本文を補完するためのイラスト、写真及び図表の使用は可とする。

#### (2) 記述方法について

次頁の表1の大項目順に作成するものとし、記載にあたっては本プロポーザルの内容を理解し、子ども・子育て支援新制度等に関する事務に対する認識を踏まえ、業務委託によるセンター運営について、提案者が提供できる役割や機能等を記載すること。

#### (3) その他

様式9を用意しているが、任意の様式も使用可能とする。

表 1

大項目	評価項目・評価の視点	配点
業務遂行計画	<p>○提案の方針</p> <p>子ども・子育て支援新制度及び仕様書の内容を踏まえた上で、提案者が本業務に取り組むにあたっての全体の考え方、遅滞なく正確な業務遂行、運営上のリスク管理、業務効率化の観点から、提案の方針・概要を記載すること。</p>	60
	<p>○スケジュール</p> <p>本委託では、業務委託へスムーズに移行できるよう、業務委託期間前に労働者派遣契約期間を設け、通常の業務遂行に加え、業務の習熟を図り、運営方法を確立するための期間としている。そのことを踏まえて、労働者派遣契約期間及び業務委託期間それぞれのスケジュールについて、いつ、何を、どのように行うのか、可能な限り具体的に記載すること。</p>	150
業務遂行内容	<p>○業務実施体制</p> <p>次の内容を含めて記載すること。</p> <p>■労働者派遣契約期間</p> <p>ア 業務従事者の構成、役割分担、配置人数等</p> <p>■業務委託期間</p> <p>ア 業務従事者の構成、役割分担、配置人数等</p> <p>イ 危機管理及び進捗管理等に関して、本市との意思疎通を考慮した指揮監督体制</p> <p>※人数の算定にあたっては、仕様書に記載の就業日・業務履行日及び就業時間のほか、従業員の稼働率及び有給取得などを考慮すること。また、全体を統括する管理者及びチームを統括するリーダーの業務は、管理業務を主として考えること。</p>	150
	<p>○業務運営内容</p> <p>次の内容を含めて記載すること。</p> <p>■労働者派遣契約期間</p> <p>ア 業務従事者の欠勤及び欠員に対する対応</p> <p>■業務委託期間</p> <p>ア 効果的・効率的な業務運営</p> <p>イ 人材育成</p> <p>ウ 苦情等トラブル、緊急時の対応</p> <p>エ 制度変更等による業務内容の変化への対応</p>	240

	<p>■習熟や事務効率化等の取り組みによる、経費削減及び業務範囲拡充の可能性</p> <p>ア 習熟及び効率化の取り組みによる削減可能額及び取り組み内容</p> <p>イ 拡充可能性のある業務の種類(内容)及び業務量(1人1日7時間45分を業務量とした場合の人工)</p> <p>※「令和5年6月～令和6年5月」と「令和6年6月～令和7年5月」で比べること。</p>	
	<p>○情報セキュリティ対策</p> <p>次の内容を含めて記載すること。</p> <p>■労働者派遣期間・業務委託期間共通</p> <p>ア 本事業および本市の情報セキュリティの方針を踏まえた上での情報セキュリティ対策の概要や考え方</p> <p>イ 個人情報を取り扱う従業員の守秘義務に関する取り扱い</p> <p>ウ 情報漏洩事故に備えた体制</p> <p>※労働者派遣期間と業務委託期間では、委託の性質が異なるため、それぞれについて記載すること。</p>	100
実績	<p>○類似業務実績</p> <p>次の内容について記載すること。</p> <p>■労働者派遣期間・業務委託期間共通</p> <p>ア 本派遣業務及び委託業務と同様の業務について、地方公共団体若しくは国の機関又は民間企業・団体との契約実績について、業務名、実施年、発注者、業務の内容及び成果などを記載すること。</p> <p>イ 地方公共団体、国の機関、民間企業・団体の優先順位で記入すること。</p> <p>ウ 契約により守秘義務がある場合は、公開できる範囲で記載すること(契約書及び仕様書の写しなど)</p>	100
その他	<p>○提案の独自性</p> <p>上記以外で、本業務の効率化に資する具体的な提案や本市にとって有効な独自の提案があれば記載すること。</p>	50
技術点合計		850
経費	必要経費(経費削減の提案を加味した金額で評価)	150
価格点合計		150
総合計		1000

## 9 見積書作成上の注意

### (1) 様式及び提出書類について

- ①子ども・子育て事務センター運營業務（労働者派遣契約）に係る見積り（様式10）  
派遣請求単価（税抜）、及び契約期間（令和4年7月～令和5年5月）に見込まれる派遣料の総額（税抜）及び年度毎の金額内訳を記載すること。見積もり金額は以下の就業日・業務履行日、就業時間を基に積算すること。
- ②子ども・子育て事務センター運營業務（業務委託契約）に係る見積り（様式10）  
契約期間（令和5年6月～令和7年5月31日）に見込まれる委託料の総額（税抜）及び年度毎の金額内訳を記載すること。見積もり金額は以下の就業日・業務履行日、就業時間を基に積算すること。

### (I) 就業日・業務履行日

#### (i) 労働者派遣契約

令和4年7月1日から令和5年5月31日までの日のうち、下記を除く日。

- ・各年12月29日から1月3日
- ・土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

#### (ii) 業務委託契約

令和5年6月1日から令和7年5月31日までの日のうち、下記を除く日。

- ・各年12月29日から1月3日
- ・土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

### (II) 就業時間

#### (i) 労働者派遣契約・業務委託契約共通

- ア 子ども・子育て事務センターの開庁時間は、就業日の8時30分から17時30分までとする。
- イ 労働者派遣契約期間中から、業務委託契約後を想定した勤務体制を計画的に構築すること。

#### (ii) 労働者派遣契約

1日の業務時間は、管理者・リーダー・サブリーダー・オペレーターともに9時00分から17時00分までの間（実労働7時間・休憩1時間）とする。ただし、業務上必要がある場合には、時間外勤務を命じることができることとし、甲と乙が協議して決定する。

#### (iii) 業務委託契約

開庁時間中においては、業務に支障のないよう業務従事者をバランス良く配置すること。

(2) 記述方法について

記載はすべて算用数字を用いること。

10 優先交渉権者の選定について

(1) 審査主体

市が設置する子ども・子育て事務センター運營業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を行う。

(2) 審査方法及び選定

以下の要領で実施する。実施日時は令和4年5月25日（水）を予定しているが、詳細については令和4年5月16日（月）までに通知する。

ア 審査方法

選定委員会において、提案書等の内容について評価基準に基づき審査を行う。選定委員ごとに技術点の合計点と価格点を合計し点数が低い順に順位を付し、順位点をつけるものとする（1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、・・・）。

評価項目、配点は本要領8の評価表（表1）のとおりとする。ただし、総合計が1000点中600点を満たさない場合は失格とする。

イ 優先交渉権者の決定

選定委員全員の順位点を合計し、順位点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に合計点が高い者を次点とする。順位点の合計点が同点の場合は、同点者のうち選定委員の技術点の総和の高い提案者を、技術点の総和も同点の場合は、くじで優先交渉権者を選定する。

ウ 企画提案説明会（プレゼンテーション）における留意事項

- ① プレゼンテーションは、準備時間を除く20分以内で行うものとする。提出した書類以外の追加資料は使用できない。
- ② 必要な機材等は各自準備すること。ただし、アンプ（マイク付き）及びプロジェクター、スクリーンについては下記のことを事務局で用意するが、各自で持ち込むことも可能とする。

【備品詳細】

- ・プロジェクター：キャノン LVWU360
- ・スクリーン：1500×2000（ワンタッチ型）

- ③ 説明者は、1者につき3名以内とする。（機材操作者を含む。）
- ④ プレゼンテーションのあと、選定委員によるヒアリングを10～15分程度行う。ヒアリング終了後、退出すること。
- ⑤ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ⑥ 提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションは実施する。

なお、新型コロナウイルスの影響により、公衆衛生上の観点から提案者と委員が一堂



に会して行う選考会の実施が望ましくないと判断される場合は、実施方法・日時を変更する可能性があるが、その場合の詳細については令和4年5月9日（月）までに参加表明者全員に電子メールにより通知する。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和4年5月27日（金）にプレゼンテーション実施者全員に通知する。市ホームページには優先交渉権者の名称、順位点の合計を掲載する。その他の事業者については、事業者名を伏せて順位点の合計を掲載する。なお、選定に関する評価内容は公表せず、内容等の問い合わせには一切応じない。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 公告に定めた参加要件資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領等で示された提出期限、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為が明らかになった場合
- (5) 令和4年度の見積書の金額が本要領2（3）における上限金額を超過した場合
- (6) 審査における内容評価点が基準を下回った場合
- (7) 労働者派遣契約の見積価格が本市の定める最低制限価格（単価）未満であった場合

1 2 契約

提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、市と優先交渉権者にて契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結する。なお、優先交渉者との協議において双方が合意に至らなかった場合は、次点候補者との協議を行うものとする。

契約手続は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）の定めるところにより行う。なお、契約締結後において前記11の失格事項、又は不正と認められる行為が判明した場合は、市は契約を解除できるものとする。

1 3 その他

(1) 守秘義務

本プロポーザルに参加する者は、参加にあたり知り得た個人情報、事業者の情報、その他の本市の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

(2) 費用負担

本プロポーザルに関して発生する一切の費用は、提案者の負担とする。

1 4 担当部署

新潟市こども未来部 保育課 給付グループ

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

電話番号：025-226-1227（直通）

電子メールアドレス：[hoiku@city.niigata.lg.jp](mailto:hoiku@city.niigata.lg.jp)